

事件記録の保存期間

	事件の種類	保存期間
1	和解事件	3年
2	督促事件	却下の処分又は支払督促の送達前における取下げによって完結したものの
		その他
3	少額訴訟事件、少額訴訟事件に対する異議申立て事件、民事通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、行政訴訟事件	5年
4	公示催告事件	5年
5	保全命令事件	5年
6	民事一般調停事件、宅地建物調停事件、商事調停事件、農事調停事件、鉱害調停事件、交通調停事件、公害等調停事件、特定調停事件	5年
7	過料事件	5年
8	民事非訟事件、商事非訟事件	5年
9	借地非訟事件	5年
10	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件	5年
11	配偶者暴力等に関する保全命令事件	5年
12	労働審判事件	5年
13	少額訴訟債権執行事件、事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件、第三者からの情報取得事件、企業担保権実行事件	5年
14	破産事件、再生事件、小規模個人再生事件、給与所得者等再生事件、会社更生事件 承認援助事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件	5年
15	簡易鑑定事件	5年
16	仲裁関係事件	5年
17	人身保護事件	5年
18	医療観察遭遇事件	10年 ※
19	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	5年
20	民事雑事件、行政雑事件、人身保護雑事件、執行雑事件、医療観察雑事件	証拠保全の申立て(証拠調べをしたもの)
		執行許諾の請求又は申立て
		その他

※ ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項の決定をすることの申立てに係る遭遇事件のうち、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定がされた遭遇事件については、上記の期間満了時に、対象者についての同法による医療の終了の日(同法による医療を終了する旨の決定がされる場合にあつては、当該決定の確定の日)から3年を経過していないときは、当該日から3年を経過するまでの期間